◎焼却工場のダイオキシン類測定結果　（令和8年度分）

工場名	項目	排ガス中のダイオキシン類濃度（O_2 12%換算）			ばいじん中のダイオキシン類濃度（共通）			焼却灰中のダイオキシン類濃度			排水中のダイオキシン類濃度		
	単位	ng-TEQ/m^3N			ng-TEQ/g			ng-TEQ/g			pg-TEQ/l		
	排出基準	1 0.1※1			ー 3※2			3			10		
	測定炉	測定値	採取日	結果の得られた日	測定値	採取日	結果の得られた日	測定値	採取日	結果の得られた日	測定値	採取日	結果の得られた日
西淀	1号炉	0.042	R7.9.18	R7.10.21	1.4	R7.9.18	R7.10.10	0.018	R7.9.18	R7.10.21	3.3	R7.9.18	R7.10.21
	2号炉	0.053	R7.9.19	R7.10.21				0.0008	R7.9.19	R7.10.21			
八尾	1号炉	0.12	R8.6.8	R8.7.15	1.4	R8.6.8	R8.7.1	0.0038	R8.6.8	R8.7.15	0.15	R8.6.8	R8.7.15
	2号炉	0.022	R8.6.9	R8.7.15				0.0070	R8.6.9	R8.7.15			
舞洲	1号炉	0.000016	R7.8.6	R7.9.1	0.00029	R8.7.27	R8.8.20	0.0034	R7.8.6	R7.9.1	0.48	R8.7.27	R8.9.10
	2号炉	0.0000099	R8.7.27	R8.9.10				0.093	R8.7.27	R8.9.10			
平野	1号炉	0.0070	R8.7.6	R8.8.6	0.35	R8.7.6	R8.8.3	0.00014	R8.7.6	R8.8.3	0	R8.7.6	R8.8.5
	2号炉	0.000042	R8.7.7	R8.8.6				0.0032	R8.7.7	R8.8.3			
東淀	1号炉	0.0000087	R7.9.11	R7.10.21	0.0047	R7.9.12	R7.10.10	0.012	R7.9.11	R7.10.21	0	R7.9.12	R7.10.21
	2号炉	0	R7.9.12	R7.10.21				0.0049	R7.9.12	R7.10.21			

※1 平野工場・東淀工場については0.1ng-TEQ/m^3N。その他については1ng-TEQ/m^3N。

※2 東淀工場については3ng-TEQ/g。その他についてはダイオキシン類対策特別措置法により、平成14年12月1日以降3ng-TEQ/gとなりましたが、経過措置により環境省令により定められた方法によって処分を行う場合はこの基準は適用されません。

ダイオキシン類：ここでいうダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいいます。

ng（ナノグラム）：10億分の1gを表す単位

pg（ピコグラム）：1兆分の1gを表す単位

m^3N（立方メートルノルマル）：0℃1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位

TEQ：多くの異性体から成るダイオキシン類の毒性の強さを表す記号です。
最も毒性の強い異性体である2,3,7,8-TCDDの毒性を1とし、他の異性体にそれを基準とした係数（毒性等価係数：TEF）を定め、それぞれの異性体の実測濃度にその係数を掛けて得られた合計値を意味します。なお、TEFには、世界保健機関によって2006年に提案された、WHO-TEFを採用しています。

O_2　12%換算：関係法令により、廃棄物焼却炉においては、酸素濃度12%の状態に補正した濃度とするよう定められています。

ばいじん中のダイオキシン類濃度欄の“共通”：すべての焼却炉から発生するばいじんを集合して、薬剤処理を行います。これは、上記でいう「環境省令により定められた方法」に該当します。

排出基準：ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法に基づいています。

排ガス採取位置：排ガスの採取位置は煙突入口前です。